

京丹波町立みずほ保育所複合機賃貸借及び保守サービス業務に関する契約仕様書

1 契約の内容

京丹波町（以下「発注者」という。）に対し、複合機賃貸借及び保守サービス供給業者（以下「受注者」という。）が複合機を設置し、その複合機の適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼動し得るように、点検、清掃、調整、補修及び部品の交換等を行い、複写に必要なドラム、トナー等消耗品（用紙及びステイプル針を除く。）を円滑に供給し、発注者がこれに対して、複合機の賃借料及び複写枚数に応じた保守サービス料金を支払うものとする。

2 契約期間

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）234条の3の規定による長期継続契約とし、契約期間は、平成25年6月1日から平成30年5月31日までとする。

ただし、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は本契約を変更し、又は解除することができるものとする。

3 契約金額（単価）

本件は、次の業務について契約を行い、料金を支払うものとする。

(1) 複合機の賃貸借料金

本仕様書に記載した複合機の月額賃貸借料（税抜き、オプション含む）で契約を行う。

(2) 保守サービス料金

上記(1)の複合機の使用に係る保守サービス料金については、モノクロ及びカラーの1枚当たりの単価（税抜き）で契約を行う。2色刷りは、モノクロと同単価とする。使用枚数による単価の変動はないものとする。

(3) 本仕様書に記載した複合機の月額賃貸借料の総額及び保守サービス料金の総額の合計金額を入札額とする。

4 複合機の設置台数及び機種

複合機の設置台数は1台とし、その設置場所は京丹波町立みずほ保育所（京丹波町和田大下42番地1）とする。

5 複合機の構成及び機能

別表に掲げるもの又はこれと同等以上のものを有し、これらの機能が一体として運用できるものとする。なお、機器は最新のものとし、再生機、再整備機及び中古機は不可とする。

6 料金の支払

(1) 受注者は、毎月、発注者の係員の確認を受けて、複写枚数に応じた保守サービス料金、

複合機の賃貸借料及び法令所定の消費税を発注者に対し、請求する。

(2) 保守サービス料金は、1ヶ月間の複写枚数に契約単価を乗じた額とする。

(3) 複写枚数は、当該機器による1ヶ月間の総複写枚数から、受注者の技術員が当該機器の点検、調整等のために使用した複写枚数を減じた数とする。

7 複合機の保守等

(1) 複合機の故障等により、発注者が当該機器を正常な状態で使用できないときは、受注者は発注者の要請に基づき、直ちに技術員を設置場所に派遣して、速やかに正常な状態で使用することができるようにしなければならない。

(2) 複合機の故障等が頻繁に発生する場合は、受注者は速やかに新しい機器に交換しなければならない。

(3) 受注者の作業の実施は、原則として発注者の就業時間内に行うものとする。

(4) 消耗品については、発注者からの申し出等に基づいて円滑に供給を行うとともに、使用済み消耗品の回収を行うこと。

(5) 受注者は、発注者が複合機を適切に使用することができるように、機能等についてみずほ保育所職員へ必要な指導及び助言を行うものとする。

8 印刷機の管理等

(1) 複合機及び消耗品等の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理する。

(2) 発注者は、印刷機の設置場所を変更するときは、あらかじめ受注者に通知する。この場合当該機器の移動は、受注者が行うものとする。なお、設置場所変更に要する費用は、受注者が負担するものとする。

9 保険

受注者は、契約対象物件について、受注者の費用で動産総合保険に加入する。

10 機器の設置等

(1) 機器は平成25年6月1日から正常に稼働できるように設置し、取扱方法の適切な指導を行うこと。なお、搬入に際しては、発注者と協議のうえ、入替時期の調整を行うなど、機器が利用できない時期が生じないようにすること。また、契約期間終了後は、速やかに撤去しなければならない。

(2) 搬入設置及び撤去に要する費用は、受注者が負担するものとする。

(3) 設置に際し、機器のネットワーク接続及び設定等を行うこと。

11 機密の保持

(1) 受注者は、保守の実施に当たって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。契約期間満了後も同様とする。

(2) 受注者は、保守作業において記憶装置を交換する際や契約終了後の機器撤去の際等、記憶装置から情報漏えいの可能性がある場合は、自らの費用負担において、発注者の使用により記憶されたすべてのデータを完全に消去すること。

別表 複合機の構成及び機能

項目・区分	機 能	
コピー機能	解像度	600dpi×600dpi
	複写サイズ	A3～はがき
	複写速度 (モノクロA4ヨコ)	25枚/分以上
	複写速度 (カラーA4ヨコ)	25枚/分以上
	ウォームアップタイム	30秒以内
	ファーストコピータイム (モノクロA4ヨコ)	10秒以内
	ファーストコピータイム (カラーA4ヨコ)	10秒以内
	給紙方式/容量	500枚以上×4トレイ 手差しトレイ50枚以上
	自動両面原稿送り装置	要
	自動両面原稿送り装置積載枚数	100枚以上
	両面印刷機能	要
	拡縮倍率	25%～400%
	操作方法	タッチパネル
後処理機能	ソート機能	不要
	ステープル機能	不要
	パンチ機能	不要
プリンタ機能	解像度	600dpi×600dpi
	プリント速度	コピー機能と同等
	対応OS	Windows XP/Vista/7
	インターフェイス	Ethernet 100BASE-TX/10BASE-T
スキャナ機能	形式	カラースキャナー
	解像度	600dpi×600dpi
	対応OS	Windows XP/Vista/7
	インターフェイス	Ethernet 100BASE-TX/10BASE-T
ファックス機能	送信原稿サイズ	最大A3
	記録紙サイズ	A3～A5
	通信モード	G3
	ファックス専用受信トレイ	有
環境対応	国際エネルギースタートプログラム基準	適合
	エコマーク	適合
	グリーン購入法	適合
その他	電源	AC100V±10%、15A以内
	消費電力	最大1.5Kw以下

